

協定の内容

1. 名称

「PPP（Public-Private-Partnership）協定」

2. 目的

PPP/PFI の推進に当たって、予算以外も含めた行政の資源を活用して民間の取組を後押しすること（＝PPP）により、より効果的かつ効率的な施策の実施を図ること。

3. パートナーの要件及び協定内容

別表のとおり。

4. 協定期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

5. 留意事項

協定に係る費用については、各者で負担して頂きます。（国土交通省から、パートナーに費用を支払うことは致しません。）

別表

		データベースタイプ	セミナータイプ	コンサルティングタイプ
1.パートナーの要件	(1)共通	①法人であること。 ②反社会的勢力でないこと。 ③協定内容の実施について国から財政的支援を受けるものでないこと。		
	(2)個別	①以下の基準を満たす、PPP/PFI事業についてのデータベースを有すること。 ・一定数（400件 ¹ ）以上の事例について実施方針、募集要項、要求水準、その他PPP/PFI事業に必要な情報を掲載していること。 ・施設、事業主体、事業方式等についてのソート機能を有すること。 ・フリーワード検索機能を有すること。 ・特定の分野、地域等に偏らないこと。	—	①以下のいずれかであること。 ・PPP/PFIを担当している部署を有する金融機関 ・PPP/PFIに関するコンサルティング業務を行っている者
2.協定内容	(1)共通	【当課がパートナーに求めるもの】 ①官民対話を通じて、更なる連携方策について模索すること。 ②国土交通省が開催するブロックプラットフォーム等との連携に協力すること。 ③国土交通省関係のセミナー開催など必要な情報の広報や国土交通省が実施するアンケート等に協力すること。 【当課がパートナーに提供できるもの】 ①パートナーが開催するセミナー等について、後援名義の貸与、講演の協力をすること。 ②地域プラットフォーム、他のパートナーが開催するセミナー等に関する情報を提供すること。		
	(2)個別	【当課がパートナーに求めるもの】 ①地方公共団体に対して、データベースを無償で使用されること。 ②求めに応じ、データベースの更なる充実を検討すること。 【当課がパートナーに提供できるもの】 ①ブロックプラットフォーム、講演などにおいてデータベースを紹介すること。 【当課がパートナーに求めるもの】 ①(ア)、(イ)又は(ウ)の基準を満たすPPP/PFIに関するセミナー(参加者が無償で参加できるものに限る。)を年3回(概ね4ヶ月に1回)以上開催すること。 (ア) 地方公共団体対象型 ・地方公共団体職員を主な対象とすること。 ・基礎自治体を跨ぐ広域的な開催とすること。 ・PPP/PFI一般論や知識習得のための基礎講座等を含めること。 (イ) 地場企業対象型 ・地場企業を主な対象とすること。 ・PPP/PFIの実施実績のある事業者からの講演を含めること。 (ウ) マッチングセミナー型 ・地方公共団体が持ち込む案件についてマーケットサウンディング又は民間事業者とのマッチングを行う機会を提供すること。 ②参加地方公共団体等からの相談体制を整えること(必要に応じてセミナー開催後に個別相談会を実施すること。) ③ブロックプラットフォームに参画していない自治体の参画に努めること。 ④セミナーに関する情報(セミナー資料、参加者、質疑内容等)を当課と共有し、資料及び質疑内容等については個人情報等を除き原則公表可とすること((ウ)マッチングセミナー型に関する情報は原則非公表とする。) ⑤セミナー参加者に対し、当課が別途定めるアンケートを実施し、提出すること。 【当課がパートナーに提供できるもの】 ①パートナーが開催するセミナーについて、地方公共団体への情報提供、当課HPにおける告知等の広報活動を行うこと。 ②内閣府等関係府省庁、地方公共団体に対し、パートナーが開催するセミナーにおける講演等を依頼すること。 ※ 講演者等に対して、交通費の自己負担についてまで当課から依頼するものではありません。		【当課がパートナーに求めるもの】 ①地方公共団体又は地場企業から求めがあった場合に、個別相談に応じるほか、PPP/PFIに関する基礎講座を実施すること。 ②①を実施するに当たって、当課が提供する資料を説明すること。 ③①の個別相談又は基礎講座を実施した場合には、当課が別途定める様式により、結果を共有すること。 【当課がパートナーに提供できるもの】 ①当課HP等において相談窓口の連絡先を周知すること。

¹ 内閣府にて公表しているPFI事業数（609件、平成29年3月31日現在）の2/3程度